

入札公告

次のとおり一般競争入札の手続きを開始します。

令和2年1月15日

公益財団法人愛知県文化振興事業団
理事長 菅沼 綾子

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

愛知芸術文化センターで使用する電気
予定使用電力量 11,203,389kwh

(2) 調達案件の仕様等

「入札説明書」で示す仕様等とする。

(3) 履行期間

令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで

(4) 履行場所

愛知芸術文化センター(名古屋市東区東桜一丁目13番2号)

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出の日から対象業務の落札の決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県会計局入札参加資格者名簿(平成30年4月～令和2年3月)の大分類「1. 物品の製造・販売」、中分類「35. 電力」、小分類「01. 電力」に登録されている者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により、経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。
- (6) 「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」(令和元年6月20日付け31地温第172号愛知県環境局長通知。以下「環境配慮方針」という。)の別表1「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上の者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

公益財団法人愛知県文化振興事業団 総務部 経理・施設グループ

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目13番2号

電話(052)955-5514

(2) 入札説明書の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和2年1月15日(水)から令和2年1月30日(木)(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)までの午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2に掲げる入札参加資格を有する者とする。

(4) 参加表明書の提出、場所及び方法

ア 提出期間

令和2年1月15日(水)から令和2年1月30日(木)(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)までの午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は、「特定記録」などの配達記録が残る手段による郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(5) 業務内容に関する質問

ア 質問の受付期間及び受付方法

令和2年1月15日(水)から令和2年1月30日(木)午後5時まで。
指定の様式によるFAXでの受付

イ 質問の回答日

令和2年2月3日(月)にFAXですべての入札参加資格者に回答する。
詳細は、入札説明書による。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札及び開札の日時

令和2年2月5日(水)午後2時

イ 入札及び開札の場所

愛知芸術文化センター 7階 会議室3

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目13番2号

ウ 提出方法

持参によるものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければならない。ただし、公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結日までに契約担当者に納めなければならない。

ただし、公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第129条の3（契約保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

(4) 入札の無効

公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

公益財団法人愛知県文化振興事業団会計処理規程及び、愛知県財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 調達の場合

本公告は、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事会における予算の成立を条件とするものである。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。